

八四六・二九	その他のもの 剪断機（プレスを含むものとし、 パンチング機能及び剪断機能を組 み合わせた機械を除く。）	無税	G/H/S/セ
八四六・三〇	数値制御式のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・三二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・三三	パンチングマシン及びパンチング マシン（パンチング機能及び剪断 機能を組み合わせた機械並びにプ レスを含む。）	無税	G/H/S/セ
八四六・三四	数値制御式のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・三五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・三六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・三九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四四	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四七	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四八	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・四九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五一	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五四	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五七	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五八	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・五九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六一	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六四	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六七	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六八	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・六九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七一	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七四	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七七	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七八	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・七九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八一	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八四	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八七	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八八	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・八九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九一	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九二	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九三	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九四	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九五	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九六	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九七	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九八	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・九九	その他のもの	無税	G/H/S/セ
八四六・一〇〇	その他のもの	無税	G/H/S/セ

G A T T ジュネーブ議定書（一九八七年）

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

Tariff item number	Description of product	Rate of duty	Present concession established in	Initial negotiating right (INR) on the concession	Concession first incorporated in GATT schedule	INR's on earlier concessions
1	2	3	4	5	6	7
9608.40 (continued)	with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious or semi-precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or bales					
	Other	8.2%	G/H/5/87			
9608.50	- Sets of articles from two or more of the foregoing subheadings	7.5%	G/H/5/87			
9608.60	- Refills for ball point pens, comprising the ball point and ink-reservoir	7.5% or 0.75yen/ piece, whichever is the greater	G/H/5/87			
	- Other 1					
9608.91	-- Pen nibs and nib points	4.2%	G/H/5/87			
9608.99	-- Other	5.1%	G/H/5/87			
9609	Pencils (other than pencils of heading No. 96.08), crayons, pencil leads, pastels, drawing charcoals, writing or drawing chalks and tailors' chalks					
9609.10	- Pencils and crayons, with leads encased in a rigid sheath	4.8%	G/H/5/87			
9609.20	- Pencil leads, black or coloured	4.8%	G/H/5/87			
9609.90	- Other	4.8%	G/H/5/87			
9610.00	Stamps and boards, with writing or drawing surfaces, whether or not framed.	4.8%	G/H/5/87			
9611.00	Date, sealing or numbering stamps, and the like (including devices for printing or embossing labels), designed for operating in the hand; hand-operated composing sticks and hand printing sets incorporating such composing sticks.	4.2%	G/H/5/87			
9612	Typewriter or steller ribbons, inked or otherwise prepared for giving impressions; whether or not on spools or in cartridges; ink-pads; whether or not inked, with or without boxes.					
9612.10	- Ribbons	4.2%	G/H/5/87			
9612.20	- Ink-pads	4.8%	G/H/5/87			
9613	Cigarette lighters and other lighters, whether or not mechanical or electrical, and parts thereof other than flints and					

一一三三三

八四六・一〇	硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組立て用のものを含む）	六%	G/H/S/セ
八四六・一一	（それ以上の加工機能を有する機械）	六%	G/H/S/セ
八四六・一二	（それ交換を要しないものに限る。）	六%	G/H/S/セ
八四六・一三	その他のもの	六%	G/H/S/セ
八四六・一四	その他のもの	六%	G/H/S/セ
八四六・一五	平削り盤及びフライス盤並びにモーター（切削加工を行うものに限る。）	六%	G/H/S/セ
八四六・一六	研削盤及び研磨盤	六%	G/H/S/セ
八四六・一七	ペンディングマシン及び組立て用機械	六%	G/H/S/セ
八四六・一八	ボーリング盤及びぼぞ穴盤	六%	G/H/S/セ
八四六・一九	ひき割り機、薄切り機及び削り機	六%	G/H/S/セ
八四六・二〇	その他のもの	六%	G/H/S/セ
八四六・二一	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に専ら又は主として使用する部品及び付属品（工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出治その他の加工機械用の特殊な附属装置を含む）並びに手持工具用ツールホルダー	六%	G/H/S/セ
八四六・二二	ヘッド	六%	G/H/S/セ
八四六・二三	工作物保持具	六%	G/H/S/セ
八四六・二四	割出治その他の特殊な附属装置（加工機械用のものに限る。）	六%	G/H/S/セ
八四六・二五	その他のもの	六%	G/H/S/セ
八四六・二六	第八四・六五項の機械に使用するもの	六%	G/H/S/セ
八四六・二七	第八四・五六項から第八四・六五項までの機械に使用するもの	六%	G/H/S/セ

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN						
Tariff item number	Description of product	Rate of duty	Present concession established in	Initial negotiating round (1980) on the concession	Concession first incorporated in a GATT schedule	INR's on earlier concessions
1	2	3	4	5	6	7
9613 (continued)	wicks.					
9613.10	- Pocket lighters, gas fuelled, non-refillable	6.4%	G/H/S/87			
9613.20	- Pocket lighters, gas fuelled, refillable:					
	Made of, or combined with, precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious or semi-precious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bakho	8.2%	G/H/S/87			
	Other	6.4%	G/H/S/87			
9613.30	- Table lighters	5.1%	G/H/S/87			
9613.80	- Other lighters	5.1%	G/H/S/87			
9613.90	- Parts	5.8%	G/H/S/87			
9614	Smoking pipes (including pipe bowls) and other parts, cigarette holders, and parts thereof					
9614.10	- Roughly shaped blocks of wood or root, for the manufacture of pipes	5.8%	G/H/S/87			
9614.20	- Pipes and pipe bowls	8%	G/H/S/87			
9614.90	- Other	5.8%	G/H/S/87			
9615	Combs, hair-slides and the like: hairpins, curling pins, curling springs, hair-curlers and the like, other than those of heading No. 85.16, and parts thereof					
	- Combs, hair-slides and the like:					
9615.11	-- Of hard rubber or plastics	5.8%	G/H/S/87			
9615.19	-- Other	5.8%	G/H/S/87			
9615.90	- Other:					
	Of wood	4%	G/H/S/87			
	Of ivory, of bone, of tortoise-shell, of horn, of antlers, of coral, of mother-of-pearl or of other animal carving material	5.1%	G/H/S/87			
	Of iron or steel	3.7%	G/H/S/87			
	Of aluminium	5.1%	G/H/S/87			

八四六・九 八四七	八四六・六二項又は八四六・六三項の機械に使用するもの 手持工具（ニューマチックツール又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。） ニューマチックツール 回転工具（回転衝撃式工具を含む。）	四・二％	G/H/S/全
八四七・二	その他のもの	四・二％	G/H/S/全
八四七・六	その他の工具	四・二％	G/H/S/全
八四七・九	チェンソー	三・六％	G/H/S/全
八四七・九	その他のもの	三・六％	G/H/S/全
八四七・九	部分品	三・六％	G/H/S/全
八四七・九	チェンソーのもの	三・六％	G/H/S/全
八四七・九	ニューマチックツールのもの	四・二％	G/H/S/全
八四七・九	その他のもの	三・六％	G/H/S/全
八四八	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（切断に使用することができなからでないかを問わないものとし、第八五・一五項のものを除く。）及びガス式の表面熱処理用機器	四・二％	G/H/S/全
八四八・二	手持ち式トーチ	四・二％	G/H/S/全
八四八・三	その他のガス式の機器	四・二％	G/H/S/全
八四八・六	その他の機器	四・二％	G/H/S/全
八四八・六	部分品	四・二％	G/H/S/全
八四九	タイプライター及びワードプロセッサ	四・二％	G/H/S/全
八四九・二	自動タイプライター及びワードプロセッサ	四・二％	G/H/S/全
八四九・三	その他のタイプライター（電動式のものに限る。）	四・九％	G/H/S/全
八四九・三	重量（ケースの重量を除く。）が二キログラム以下のもの	四・九％	G/H/S/全
八四九・三	その他のもの	四・九％	G/H/S/全
八四九・三	その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	四・九％	G/H/S/全
八四九・三	重量（ケースの重量を除く。）が	四・九％	G/H/S/全

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

Tariff item number	Description of product	Rate of duty	Present concession established in	Initial negotiating right (INR) on the concession	Concession first incorporated in a GATT schedule	INR's on earlier concessions
9615.90 (continued)	Of other base metal, excluding those plated with precious metal	5.8%	G/H/S/87			
	Other	6.4%	G/H/S/87			
9616	Scent sprays and similar toilet sprays, and mounts and heads therefor; powder-puffs and pads for the application of cosmetics or toilet preparations.	5.8%	G/H/S/87			
9616.10	- Scent sprays and similar toilet sprays, and mounts and heads therefor	5.8%	G/H/S/87			
9616.20	- Powder-puffs and pads for the application of cosmetics or toilet preparations	5.8%	G/H/S/87			
9617.00	Vacuum flasks and other vacuum vessels, complete with cases; parts thereof other than glass liners.	5.8%	G/H/S/87			
9618.00	Tallies' dummies and other lay figures; automata and other animated displays used for shop window dressing.	4.8%	G/H/S/87			

八四六・九元	二キログラム以下のもの その他のもの	四二・％	G/H/S/セ
八四〇	計算機及び金計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械	四二・％	G/H/S/セ
八四七・〇	電子式計算機（外部の電源を必要としないものに限る。） その他の電子式計算機 印字機構を有するもの その他のもの その他の計算機	四・九％ 四・九％ 四・九％ 三・六％ 無税	G/H/S/セ G/H/S/セ G/H/S/セ G/H/S/セ G/H/S/セ
八四七・二	金銭登録機	四・九％	G/H/S/セ
八四七・三	その他のもの	四・九％	G/H/S/セ
八四七・三	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。）	四・九％	G/H/S/セ
八四七・四	自動データ処理機械 アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械 デジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているものに限るものとし、入力装置と出力装置とが一体となつていないかを問わない。）	四・九％	G/H/S/セ
八四七・五	その他のもの デジタル式処理装置（記憶装置、入力装置及び出力装置のうち又は二の装置を同一のハウジングに収納しているものを含むものとし、システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	四・九％	G/H/S/セ

SCHEDULE XXXVIII - JAPAN

Tariff item number	Description of product	Rate of duty	Present concession established in	Initial negotiating right (1980) on the concession	Concession first incorporated in a GATT schedule	on an earlier concessions	IMR's on concessions
9701	Paintings, drawings and pastels, executed entirely by hands other than drawings of heading No. 9806 and other than hand-painted or hand-decorated manufactured articles; collages and similar decorative plaques.	Free	G/H/S/87				
9701.10	- Paintings, drawings and pastels	Free	G/H/S/87				
9701.90	- Other	Free	G/H/S/87				
9702.00	Original engravings, prints and lithographs.	Free	G/H/S/87				
9703.00	Original sculptures and statuary, in any material.	Free	G/H/S/87				
9704.00	Postage or revenue stamps, stamp-postmarks, first-day covers, postal stationery (stamped paper), and the like, used, or if unused not of current or new issue in the country to which they are destined.	Free	G/H/S/87				
9705.00	Collections and collectors' pieces of zoological, botanical, mineralogical, anatomical, historical, archaeological, palaeontological, ethnographic or numismatic interest.	Free	G/H/S/87				
9706.00	Antiques of an age exceeding one hundred years.	Free	G/H/S/87				

八七・九二・	入力装置及び出力装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないか及び同一のハウジングに記憶装置を収納しているかないかを問わない。）	六%	G / HS / ㊦
八四七・九三・	記憶装置（システムを構成する他の装置とともに提示するものであるかないかを問わない。）	六%	G / HS / ㊦
八四七・九四・	その他のもの	四・二%	G / HS / ㊦
八四七・九五・	その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装机、鉛筆削り機、穴あけ機及びステール打機）	四・二%	G / HS / ㊦
八四七・九六・	あて名印刷機及びアドレスプレートの型押し機械	無税	G / HS / ㊦
八四七・九七・	郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帯かけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械	無税	G / HS / ㊦
八四七・九八・	その他のもの	無税	G / HS / ㊦
八四七・九九・	第八四・六九項から第八四・七二項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品（カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。）	無税	G / HS / ㊦
八四七・一〇〇・	第八四・六九項の機械の部分品及び附属品	四・二%	G / HS / ㊦
八四七・一〇一・	第八四・七〇項の機械の部分品及び附属品	四・二%	G / HS / ㊦
八四七・一〇二・	第八四・七〇・一〇号、第八四・七〇・二一号又は第八四・七〇・二九号の電子式計算機のもの	四・九%	G / HS / ㊦
八四七・一〇三・	その他のもの	四・二%	G / HS / ㊦
八四七・一〇四・	第八四・七一項の機械の部分品及	四・二%	G / HS / ㊦

八四七・〇	自動データ処理機械又はこれ を構成する機器のもの その他のもの 第八四・七二項の機械の部分品及 び付属品	四・九％ 四・二％ 四・二％	G/H S/セ G/H S/セ G/H S/セ
八四七・一	選別機、ふるい分け機、分離機、洗 浄機、破砕機、粉砕機、混合機及び 捏和機（固体状、粉状又はペースト 状の土壌、石、鉱石その他の鉱物性 物質の処理用のものに限定。）凝結 機及び成形機（固体鉱物燃料、セラ ミックペースト、セメント、プラス ターその他の粉状又はペースト状の 鉱物性物品の処理用のものに限定。） 並びに鑄物用砂型の造型機	四・二％ 四・二％	G/H S/セ G/H S/セ
八四七・二	選別機、ふるい分け機、分離機及 び洗浄機	四・二％	G/H S/セ
八四七・三	破砕機及び粉砕機	四・二％	G/H S/セ
八四七・四	混合機及び捏和機	四・二％	G/H S/セ
八四七・五	コンクリート又はモルタルの混 合機	四・二％	G/H S/セ
八四七・六	鉱物性物質とビチューメンとの 混合機	四・二％	G/H S/セ
八四七・七	その他のもの	四・二％	G/H S/セ
八四七・八	その他の機械	四・二％	G/H S/セ
八四七・九	部分品	四・二％	G/H S/セ
八四八・〇	電球、電子管、せん光電球その他の ガラス封入管の組立て用機械及びガ ラス又はその製品の製造用又は熱間 加工用の機械	四・二％	G/H S/セ
八四八・一	電球、電子管、せん光電球その他 のガラス封入管の組立て用機械	四・二％	G/H S/セ
八四八・二	ガラス又はその製品の製造用又は 熱間加工用の機械	四・二％	G/H S/セ
八四八・三	部分品	四・二％	G/H S/セ
八四八・四	物品の自動販売機（例えば、郵便切	四・二％	G/H S/セ

△四六・二	手用、たばこ用、食料品用又は飲料用のもの。兩替機を含む。） 自動販売機 加熱装置又は冷却装置を自蔵するもの	四・八％ G／HS／セ
△四六・九 △四六・六 △四七	その他のもの 部分品 ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	四・八％ G／HS／セ 四・八％ G／HS／セ
△四七・〇 △四七・〇 △四七・三 △四七・四	射出成形機 押出成形機 吹込み成形機 真空成形機及びその他の熱成形機 その他の機械（成形用機械に限る。）	四・二％ G／HS／セ 四・二％ G／HS／セ 四・二％ G／HS／セ 四・二％ G／HS／セ
△四七・五	空気タイヤの更生用又は型を使用する成形用のもの及びインナーチューブの成形用のもの	四・二％ G／HS／セ
△四七・六 △四七・六 △四七・六	その他のもの その他の機械 部分品 第八四七七・一〇号から第八四七七・五九号までの機械のもの及び第八四七七・八〇号の捏和機のもの その他のもの	四・二％ G／HS／セ 四・八％ G／HS／セ 四・二％ G／HS／セ
△四八	たばこの調製用又は製造用の機械（この類の他の項に該当するものを除く。）	無税 G／HS／セ
△四八・〇 △四八・六 △四九	たばこの調製用又は製造用の機械 部分品 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	九％ G／HS／セ 無税 G／HS／セ
△四九・〇	土木事業、建築その他これらに類	

八四七・三〇	動物性又は植物性の油脂の抽出用又は調製用の機械	四二・％	G / H S / 七
八四七・三〇	プレス（木材その他の木質材料製のパーティクルボード又は建築用繊維板の製造用のものに限る。）その他の木材又はコルクの処理用機械	四二・％	G / H S / 七
八四七・三〇	綱又はケーブルの製造機械	四・五％	G / H S / 七
八四七・六二	金属の処理用のもの（電線の巻線機を含む。）	四・五％	G / H S / 七
八四七・六二	混合用、捏和用、破砕用、粉碎用、ふるい分け用、均質化用、乳化用又はかくはん用の機械	無税	G / H S / 七
八四七・六二・	その他のもの	無税	G / H S / 七
八四七・六二・	部分品	無税	G / H S / 七
八四七・六二・	金属鑄造用の鑄型枠、鑄型ベース、鑄造用バターン及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料、ゴム又はプラスチックの成形用の型（金属インゴット用のものを除く。）	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	金属鑄造用鑄型枠	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	鑄型ベース	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	鑄造用バターン	五・八％	G / H S / 七
八四七・六二・	金属又は金属炭化物の成形用の型	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	射出式又は圧縮式のもの	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	その他のもの	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	ガラスの成形用の型	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	鉱物性材料の成形用の型	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	ゴム又はプラスチックの成形用の型	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	射出式又は圧縮式のもの	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	その他のもの	四二・％	G / H S / 七
八四七・六二・	品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他のもの）	四二・％	G / H S / 七

八六・〇	他これらに類する物品用のものに限る。） 減圧弁	無税	G/H S/セ
八四・四	自動車のもの その他のもの 歯車及び歯車伝動機（単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品を除く。）、ボールスクリー及びギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	四・二％ 無税	G/H S/セ G/H S/セ
八三・五	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇〇回以上回転することができるものを除く。）及び逆転機並びに無段変速機 その他のもの はすみ車及びプリー（プリーブロックを含む。）	四・二％ 無税	G/H S/セ G/H S/セ
八三・三	クラッチ及び軸継手（自在継手を油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁	四・二％	G/H S/セ
八二・三	逆止弁	無税	G/H S/セ
八二・四	安全弁及び逃がし弁	無税	G/H S/セ
八二・六	その他の物品	無税	G/H S/セ
八二・二	玉軸受及びころ軸受	無税	G/H S/セ
八二・〇	玉軸受	六・六％	G/H S/セ
八二・三	円すいころ軸受（コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。）	六・六％	G/H S/セ
八二・四	球面ころ軸受	六・六％	G/H S/セ
八二・五	針状ころ軸受	六・六％	G/H S/セ
八二・六	その他の円筒ころ軸受	六・六％	G/H S/セ
八二・八	その他のもの（玉軸受ととも軸受	六・六％	G/H S/セ

六四・一九 八四・二九	玉、針状ころ及びころ	を組み合わせたものを含む。	六・六%	G/H S/全
八四・三〇	部分品		六・六%	G/H S/全
八四・三一	その他のもの		六・六%	G/H S/全
八四・三二	ギヤボックスその他の変速機（トルクコンバーターを含む。）	伝動軸（カムシャフト及びクラシクシャフトを含む）、クラシク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュウ、はずみ車、ブリーチ（ブリーチアロックスを含む）、クラツチ及び軸継手（自在継手を含む。）	六・六%	G/H S/全
八四・三三	伝動軸（カムシャフト及びクラシクシャフトを含む）及びクラシク	自動車用のもの	四・二%	G/H S/全
八四・三四	その他のもの		四・二%	G/H S/全
八四・三五	クラシクシャフト		四・二%	G/H S/全
八四・三六	その他のもの		無税	G/H S/全
八四・三七	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有するものに限る。）		四・二%	G/H S/全
八四・三八	自動車用のもの		無税	G/H S/全
八四・三九	その他のもの		四・二%	G/H S/全
八四・四〇	軸受箱（玉軸受又はころ軸受を有含む。）		無税	G/H S/全
八四・四一	部分品		四・二%	G/H S/全
八四・四二	自動車用のもの		四・二%	G/H S/全
八四・四三	船舶用の減速機（原動機により駆動される軸が一分間につき一〇、〇〇回以上回転することができるとに限定。）		四・二%	G/H S/全
八四・四四	その他のもの		四・二%	G/H S/全
八四・四五	無段変速機、クラシクシャフト、はずみ車又はブリーチ（ブリーチアロックスを含む。）のもの		四・二%	G/H S/全
八四・四六	その他のもの		無税	G/H S/全

八四・四	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）及び材質の異なるガスケットその他これに類するジョイントをセットにし又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの		
八四四・二〇・	ガスケットその他これに類するジョイント（他の材料と結合した金属板製のもの及び二層以上の金属から成るものに限る。）	四・八％	G / HS / 七
八四四・六・	その他のもの	四・八％	G / HS / 七
八四四・五・	機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）		
八四四・五・二	船舶のプロペラ及びその羽根	四・九％	G / HS / 七
八四四・六・	その他のもの	四・九％	G / HS / 七
八四一	電動機及び発電機（原動機とセットにした発電機を除く。）		
八四一・二〇	電動機（出力が三七・五ワット以下のものに限る。）	四・九％	G / HS / 七
八四一・二〇・	交直両用電動機（出力が三七・五ワットを超えるものに限る。）	四・九％	G / HS / 七
八四一・三・	その他の直流電動機及び直流発電機		
八四一・三・	出力が七五〇ワット以下のもの	四・九％	G / HS / 七
八四一・三・	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの	四・九％	G / HS / 七
八四一・三・	出力が七五キロワットを超え三七五キロワット以下のもの	四・九％	G / HS / 七
八四一・三・	出力が三七五キロワットを超えるもの	四・九％	G / HS / 七
八四一・四・	その他の単相交交流電動機	四・九％	G / HS / 七
八四一・五・	その他の多相交交流電動機	四・九％	G / HS / 七
八四一・五・	出力が七五〇ワット以下のもの	四・九％	G / HS / 七

八五・三・五・	出力が七五〇ワットを超え七五キロワット以下のもの 出力が七五キロワットを超えるもの 重量が五〇〇キログラム以下のもの その他のもの	四・九％ G/H S/セ
八五・三・三・	交流発電機 出力が七五キロボルトアンペア以下のもの 出力が七五キロボルトアンペアを超え七五キロボルトアンペア以下のもの 出力が七五〇キロボルトアンペアを超え七五〇キロボルトアンペア以下のもの 出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの	四・九％ G/H S/セ 五・八％ G/H S/セ 五・八％ G/H S/セ 五・八％ G/H S/セ
八五・三・二・	発電機（ピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン）とセットにしたものに限る。）	五・八％ G/H S/セ
八五・三・一・	出力が七五キロボルトアンペア以下のもの 出力が七五キロボルトアンペアを超え七五キロボルトアンペア以下のもの 出力が三七五キロボルトアンペアを超えるもの	四・九％ G/H S/セ 四・九％ G/H S/セ 四・九％ G/H S/セ
八五・三・〇・	発電機（ピストン式火花点火内燃機関とセットにしたものに限る。） 発電機（その他の原動機とセットにしたものに限る。）	四・九％ G/H S/セ 四・九％ G/H S/セ
八五・二・四・	ロータリーコンバーター	四・九％ G/H S/セ

八五三・〇	第八五・〇一項又は第八五・〇二項の機械に専ら又は主として使用する部分品	四・九%	G/H S/全
八五四	トランスフォーマー、スタティックコンバーター（例えば、整流器）及びインダクター		
八五四・〇	放電管用安定器	四・九%	G/H S/全
八五四・二	トランスフォーマー（絶縁性の液体を使用するものに限る。）		
	容量が六五〇キロボルトアンペア以下のもの		
	容量が一〇〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G/H S/全
	容量が一〇〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	四・九%	G/H S/全
八五四・三	その他のもの	五・八%	G/H S/全
	容量が六五〇キロボルトアンペアを超え一〇、〇〇〇キロボルトアンペア以下のもの	五・八%	G/H S/全
八五四・三	容量が一〇、〇〇〇キロボルトアンペアを超えるもの	五・八%	G/H S/全
	その他のトランスフォーマー		
八五四・三・	容量が一キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G/H S/全
八五四・三・	容量が一キロボルトアンペアを超え一六キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G/H S/全
八五四・三	容量が一六キロボルトアンペアを超え五〇キロボルトアンペア以下のもの		
	容量が五〇キロボルトアンペア以下のもの	四・九%	G/H S/全
	容量が五〇キロボルトアンペアを超え二〇〇キロボルトアンペア未満のもの	四・九%	G/H S/全
	その他のもの	五・八%	G/H S/全

八五五・二	容量が五〇キロボルトアンペアを超えるもの	五・八%	G/H/S/セ
八五五・三	スタティックコンバーター	五・八%	G/H/S/セ
八五五・四	整流機器	五・八%	G/H/S/セ
八五五・五	その他のもの	四・九%	G/H/S/セ
八五五・六	その他のインダクター	四・九%	G/H/S/セ
八五五・七	部分品	四・九%	G/H/S/セ
八五五・八	電磁石、永久磁石、永久磁石用の物	五・八%	G/H/S/セ
八五五・九	部分品	三・六%	G/H/S/セ
八五五・一〇	手持電動工具 (電動装置を自蔵するものに限り)	三・六%	G/H/S/セ
八五五・一一	ドリル	三・六%	G/H/S/セ
八五五・一二	のこぎり	三・六%	G/H/S/セ
八五五・一三	その他の工具	三・六%	G/H/S/セ
八五五・一四	部分品	三・六%	G/H/S/セ
八五五・一五	家庭用電気機器 (電動装置を自蔵するものに限り)	三・一%	G/H/S/セ
八五五・一六	真空式掃除機	三・一%	G/H/S/セ
八五五・一七	床磨き機	三・一%	G/H/S/セ
八五五・一八	台所用ディスクボーター	三・一%	G/H/S/セ
八五五・一九	食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機	三・一%	G/H/S/セ
八五五・二〇	その他の機器	三・一%	G/H/S/セ
八五五・二一	部分品	三・一%	G/H/S/セ
八五五・二二	かみそり及びバリカン (電動装置を自蔵するものに限り)	三・一%	G/H/S/セ
八五五・二三	品で磁化しないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランブその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド	四・二%	G/H/S/セ
八五五・二四	永久磁石及び永久磁石用の物品で磁化しないもの	四・二%	G/H/S/セ
八五五・二五	金属製のもの	四・二%	G/H/S/セ
八五五・二六	その他のもの	四・二%	G/H/S/セ
八五五・二七	電磁式のカップリング、クラッチ	四・二%	G/H/S/セ

八五五・三	及びブレイキ	四二%	G/H S/セ
八五五・六	電磁式のリフティングヘッド	四二%	G/H S/セ
八五五・六	その他のもの（部分品を含む。）	四二%	G/H S/セ
八五五・六	一次電池	四二%	G/H S/セ
八五五・六	外容量が三〇〇立方センチメートル以下のもの	四九%	G/H S/セ
八五五・二	二酸化マンガンを使用したもの	四九%	G/H S/セ
八五五・三	酸化水銀を使用したもの	四九%	G/H S/セ
八五五・三	酸化銀を使用したもの	四九%	G/H S/セ
八五五・九	その他のもの	四九%	G/H S/セ
八五五・三	外容量が三〇〇立方センチメートルを超えるもの	四九%	G/H S/セ
八五五・六	部分品	四九%	G/H S/セ
八五五・七	蓄電池（隔離板を含むものとし、長方形（正方形を含む。）であるかないかを問わない。）	四九%	G/H S/セ
八五五・二〇	ビストンエンジンの始動に使用する種類の鉛蓄電池	無税	G/H S/セ
八五五・二〇	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	四・六%	G/H S/セ
八五五・二〇	その他のもの	無税	G/H S/セ
八五五・二〇	その他の鉛蓄電池	四・六%	G/H S/セ
八五五・二〇	公称電圧が六ボルト又は一二ボルトのもの	無税	G/H S/セ
八五五・三〇	その他のもの	四・六%	G/H S/セ
八五五・三〇	ニッケル・カドミウム蓄電池	四・六%	G/H S/セ
八五五・四〇	ニッケル・鉄蓄電池	四・六%	G/H S/セ
八五五・六〇	その他の蓄電池	四・六%	G/H S/セ
八五五・二〇	かみそり	四・六%	G/H S/セ
八五五・二〇	バリカン	四・六%	G/H S/セ
八五五・二〇	部分品	四・八%	G/H S/セ
八五五・六	火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器（例えば、点火用磁石発電機、直流磁石発電機、イグニッションコイル、点火プラグ、予熱プラグ及びスターター）並びにこれらの内燃機	四・八%	G/H S/セ

八五・二・〇・	開に使用する種類の発電機 (例えば、直流発電機及び交流発電機) 及び開閉器	三%	G / HS / 全
八五・二・〇・	点火プラグ	四・八%	G / HS / 全
八五・二・〇・	点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ車式磁石発電機	四・八%	G / HS / 全
八五・二・〇・	ディストリビューター及びイグニッションコイル	四・二%	G / HS / 全
八五・二・四・	スターター及び始動充電発電機	四・八%	G / HS / 全
八五・二・五・	その他の発電機	四・八%	G / HS / 全
八五・二・六・	その他の機器	四・二%	G / HS / 全
八五・二・六・	部分品	四・二%	G / HS / 全
八五・二・〇・	電気式の照明用又は信号用の機器 (第八五・二九項の物品を除く。：ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置 (自転車又は自動車に使用する種類のものに限る。))	四・二%	G / HS / 全
八五・二・〇・	照明用又は可視信号用の機器 (自転車に使用する種類のものに限る。))	四・二%	G / HS / 全
八五・二・三・	その他の照明用又は可視信号用の機器	三%	G / HS / 全
八五・二・三・	音響信号機器	三%	G / HS / 全
八五・二・四・	ウインドスクリーンワイパー及び曇り除去装置	三%	G / HS / 全
八五・二・六・	部分品	三%	G / HS / 全
八五・三・〇・	携帯用電気ランプ (内蔵したエネルギー源 (例えば、電池及び磁石発電機) により機能するように設計したものに限るものとし、第八五・一二二項の照明用機器を除く。))	四・八%	G / HS / 全
八五・三・〇・	ランプ	四・八%	G / HS / 全
八五・三・六・	部分品	四・八%	G / HS / 全
八五・四・	工業用又は理化学用の電気炉 (電磁誘導式又は誘電式のものを含む。)) 及び工業用又は理化学用のその他の加熱機器 (電磁誘導式又は誘電式のものを含む。))	四・八%	G / HS / 全

八五五・二〇	のに限る。） 抵抗加熱炉	無税	G/H S/全
八五五・二〇	電磁誘導式又は誘電式の炉	無税	G/H S/全
八五五・二〇	その他の炉	無税	G/H S/全
八五五・二〇	その他の加熱機器（電磁誘導式又は誘電式のものに限る。）	無税	G/H S/全
八五五・二〇	部分品	無税	G/H S/全
八五五・二〇	はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器（電気式（電気加熱ガス式を含む。）、レーザーその他の光子ビーム式、超音波式、電子ビーム式、	無税	G/H S/全
八五五・二〇	磁気パルス式又はプラズマアーク式のものに限るものとし、切断に使用することができないかを問わない。）及び金属又は焼結した金属炭化物の熱吹付け用電気機器	無税	G/H S/全
八五五・二〇	ろう付け用又ははんだ付け用の機器	無税	G/H S/全
八五五・二〇	はんだごて及びはんだ付けガン	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	その他のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	金属用抵抗溶接機器	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	全自動式又は半自動式のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	その他のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	アーク溶接機器（プラズマアーク溶接機器を含むものとし、金属用のものに限る。）	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	全自動式又は半自動式のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	その他のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	その他の機器	無税	G/H S/全
八五五・二〇	超音波式機器	無税	G/H S/全
八五五・二〇	その他のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	部分品	無税	G/H S/全
八五五・二〇	超音波式機器のもの	無税	G/H S/全
八五五・二〇	その他のもの	四・二%	G/H S/全
八五五・二〇	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器、浸せき式液体加熱器、暖房機器及び土壤加熱器、電熱式の調髪用機器	四・二%	G/H S/全

八五七・〇	（例えば、ヘアドライヤー、ヘアカーラー及びカール用こて及び手持ドライヤー、電気アイロンその他の家庭において使用する種類の電熱機器並びに電熱用抵抗体（第八五・四五項のものを除く））	三・一%	G/H S/セ
八五六・二	電気式の瞬間湯沸器、貯蔵式湯沸器及び浸せき式液体加熱器	三・一%	G/H S/セ
八五六・二九	蓄熱式ラジエーター	三・一%	G/H S/セ
八五六・三	その他のもの	三・一%	G/H S/セ
八五六・三三	電熱式の調髪用機器及び手持ドライヤー	三・一%	G/H S/セ
八五六・三三	ヘアドライヤー	三・一%	G/H S/セ
八五六・三三	その他の調髪用機器	三・一%	G/H S/セ
八五六・四	手持ドライヤー	三・一%	G/H S/セ
八五六・五	電気アイロン	三・一%	G/H S/セ
八五六・五	マイクロ波オーブン	三・一%	G/H S/セ
八五六・六	その他のオーブン並びにクッカー、加熱調理板、煮沸リング、グリル及びロースター	三・一%	G/H S/セ
八五六・七	その他の電熱機器	三・一%	G/H S/セ
八五六・七	コーヒーマーカーク及びティーメーカー	三・一%	G/H S/セ
八五六・七	トースター	三・一%	G/H S/セ
八五六・七	その他のもの	三・一%	G/H S/セ
八五六・八	電熱用抵抗体	三・一%	G/H S/セ
八五六・八	部分品	三・一%	G/H S/セ
八五六・九	有線電話用又は有線電信用の電気機器（有線搬送通信機器を含む。）	三・一%	G/H S/セ
八五七	電話機	無税	G/H S/セ
八五七・〇	テレプリンター	無税	G/H S/セ
八五七・三	電話用又は電信用の交換機	無税	G/H S/セ
八五七・四	その他の有線搬送通信機器	無税	G/H S/セ
八五七・八	その他の機器	無税	G/H S/セ
八五七・八	電信用のもの	無税	G/H S/セ

公五七・七	部分品	無税	G/H/S/セ
公五八	マイクロホン及びそのスタンド、拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない）、マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置		
公五八・〇	マイクロホン及びそのスタンド	四二%	G/H/S/セ
公五八・二	拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない）、単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	四二%	G/H/S/セ
公五八・三	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	四二%	G/H/S/セ
公五八・元	その他のもの	四二%	G/H/S/セ
公五八・〇	マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン及びイヤホン	四二%	G/H/S/セ
公五八・四	可聴周波増幅器	四二%	G/H/S/セ
公五八・五	電気式音響増幅装置	四二%	G/H/S/セ
公五八・六	部分品	四二%	G/H/S/セ
公五九	レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）	四二%	G/H/S/セ
公五九・〇	硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー		
公五九・二	その他のレコードプレーヤー	四%	G/H/S/セ
公五九・三	拡声器を有しないもの	九%	G/H/S/セ
公五九・三	その他のもの	九%	G/H/S/セ
公五九・三	レコードデッキ	九%	G/H/S/セ
公五九・三	自動レコード交換機構を有するもの	九%	G/H/S/セ
公五九・三	その他のもの	九%	G/H/S/セ

八五・四〇	トランスクライビングマシン その他の音声再生機	四・二%	G/H S/セ
八五・九一 八五・九二 八五・九三	カセット式のもの その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八五・四	磁気式テープレコーダーその他の録 音機 (音声再生装置を自蔵するかし ないかを問わない。)	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇	ディクテータイングマシン (外部 電源によらなければ作動しないも のに限る。)	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・二	留守番電話装置	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三	その他の磁気式テープレコーダー (音声再生装置を自蔵するものに 限る。)	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三	カセット式のもの	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	ビデオの記録用又は再生用の機器	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	磁気テープ式のもの	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	第八五・一九項から第八五・二一 項までの機器の部分品及び付属品	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	ピックアップカートリッジ	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	録音その他これに類する記録用の媒 体 (記録しないものに限るものと し、第三七類の物品を除く。)	四・二%	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	磁気テープ	無税	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	幅が四ミリメートル以下のもの	無税	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	幅が四ミリメートルを超え六・ 五ミリメートル以下のもの	無税	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	幅が六・五ミリメートルを超え るもの	無税	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	磁気ディスク	無税	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	その他のもの	無税	G/H S/セ
八五・二〇・三 八五・二〇・三 八五・二〇・三	蓄音機用レコード製造用のレ コードブランク	一・七%	G/H S/セ

八五四	その他のもの レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第三七類の物品を除く。） 蓄音機用レコード	無税	G/H/S/全
八五四・二	回転数が一分間につき四〇回以下のもの、直径が二〇センチメートルを超えるもの	一枚につき 一五円六〇	G/H/S/全
	その他のもの	一枚につき 六円四〇銭	G/H/S/全
八五四・三	磁気テープ 幅が四ミリメートル以下のもの	一七％	G/H/S/全
八五四・三	幅が四ミリメートルを超え六・五ミリメートル以下のもの	一七％	G/H/S/全
八五四・三	幅が六・五ミリメートルを超えるもの	一七％	G/H/S/全
八五四・六	その他のもの 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器（受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）及びテレビジョンカメラ	一七％	G/H/S/全
八五五	送信機器 送信機器（受信機器を自蔵するものに限る。）	無税	G/H/S/全
八五五・二・	テレビジョンカメラ	無税	G/H/S/全
八五五・三	レコーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	五・一％	G/H/S/全
八五五・六	船舶用のもの 航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）	六％	G/H/S/全
八五五・二〇		六・五％	G/H/S/全

八五七・三	時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	四％	G/H S/セ
八五七・元	その他のもの	四％	G/H S/セ
八五七・六	その他の機器	無税	G/H S/セ
八五八	テレビジョン受像機（ビデオモニター及びビデオプロジェクターを含むものとし、同一のハウジングにおいてラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置と結合してあるかないかを問わない。）		
八五八・二	カラーのもの	四％	G/H S/セ
八五八・三	白黒その他のモノクロームのもの	四％	G/H S/セ
八五九	第八五・二五項から第八五・二八項までの機器に専ら又は主として使用する部分品		
八五九・二	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品	無税	G/H S/セ
八五九・六	その他のもの	無税	G/H S/セ
八五〇	鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）		
八五〇・二	鉄道用又は軌道用の機器	四・二％	G/H S/セ
八五〇・六	その他の機器	四・二％	G/H S/セ
八五一	部分品	四・二％	G/H S/セ
八五一・二	電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）		
八五一・三	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	無税	G/H S/セ
八五一・四	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	無税	G/H S/セ
八五一・五	その他の機器	無税	G/H S/セ

八五三・六	部分品	無税	G/H S/セ
八五三	固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー		
八五三・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロボール以上のものに限る（電力用コンデンサー））	四・二%	G/H S/セ
八五三・三	その他の固定式コンデンサー	無税	G/H S/セ
八五三・三	タンタルコンデンサー	無税	G/H S/セ
八五三・三	アルミニウム電解コンデンサー	無税	G/H S/セ
八五三・四	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	無税	G/H S/セ
八五三・四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	無税	G/H S/セ
八五三・五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	無税	G/H S/セ
八五三・元	その他のもの	無税	G/H S/セ
八五三・三	可変式又は半固定式のコンデンサー	無税	G/H S/セ
八五三・六	部分品	無税	G/H S/セ
八五三	電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンシオメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	無税	G/H S/セ
八五三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	二・九%	G/H S/セ
八五三・二	その他の固定式抵抗器	二・九%	G/H S/セ
八五三・二	容量が二〇ワット以下のもの	二・九%	G/H S/セ
八五三・四	その他のもの	二・九%	G/H S/セ
八五三・六	巻線形可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）	二・九%	G/H S/セ
八五三・六	容量が二〇ワット以下のもの	二・九%	G/H S/セ
八五三・六	その他の可変抵抗器（ポテンシオメーターを含む。）	二・九%	G/H S/セ
八五三・六	部分品	無税	G/H S/セ
八五三・一〇	印刷回路	無税	G/H S/セ

ハ五五・五	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超えるものに限る。）	無税	G/H S/△
ハ五五・四	ヒューズ	無税	G/H S/△
ハ五五・三	自動遮断器	無税	G/H S/△
ハ五五・二	使用電圧が七二・五キロボルト未満のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・一	その他のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・〇	断路機及び開閉スイッチ	無税	G/H S/△
ハ五五・四	避雷器、電圧リミッター及びサージ抑制器	無税	G/H S/△
ハ五五・三	その他のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・二	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器（例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	無税	G/H S/△
ハ五五・一	ヒューズ	無税	G/H S/△
ハ五五・〇	自動遮断器	無税	G/H S/△
ハ五五・三	電気回路保護用のその他の機器	無税	G/H S/△
ハ五五・二	継電器	無税	G/H S/△
ハ五五・一	使用電圧が六〇ボルト以下のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・〇	その他のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・四	その他のスイッチ	無税	G/H S/△
ハ五五・三	電磁開閉器及びマイクロスイッチ	三・六%	G/H S/△
ハ五五・二	その他のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・一	ランプホルダー、プラグ及びソケット	無税	G/H S/△
ハ五五・〇	ランプホルダー	無税	G/H S/△
ハ五五・三	その他のもの	無税	G/H S/△
ハ五五・二	その他の機器	無税	G/H S/△
ハ五五・一	その他の機器	無税	G/H S/△

八五七	電気制御用又は配電用の盤、パネル (数値制御用のものを含む)。コンソ ール、机、キャビネットその他の物 品 (第九〇類の機器を自蔵するもの を含み、第八五・三五項又は第八 五・三六項の機器を二以上装備する ものに限るものとし、第八五・一七 項の交換機を除く。)	三・六% G / HS / 七
八五七・二	使用電圧が一、〇〇〇ボルト以下 のもの	三・六% G / HS / 七
八五七・三	使用電圧が一、〇〇〇ボルトを超 えるもの	三・六% G / HS / 七
八五八	第八五・三五項から第八五・三七項 までの機器に専ら又は主として使用 する部分品	三・六% G / HS / 七
八五八・二	第八五・三七項の物品用の盤、パ ネル、コンソール、机、キャビネ ットその他の物品 (機器を装備し てないものに限る。)	無税 G / HS / 七
八五八・六	その他のもの	無税 G / HS / 七
八五九	フィラメント電球及び放電管 (シー ルドビームランプ、紫外線ランプ及 び赤外線ランプを含む)並びにアー ク灯	無税 G / HS / 七
八五九・二	シールドビームランプ	三・四% G / HS / 七
八五九・三	自動車用のもの	三・四% G / HS / 七
八五九・三	その他のもの	三・四% G / HS / 七
八五九・三	その他のフィラメント電球 (紫外 線ランプ及び赤外線ランプを除 く。)	三・四% G / HS / 七
八五九・三	タングステンハロゲン電球	三・四% G / HS / 七
八五九・三	その他のもの (出力が二〇〇ワ ット以下のもので、使用電圧が 一〇〇ボルトを超えるものに限 る。)	三・四% G / HS / 七
八五九・九	その他のもの	三・四% G / HS / 七
八五九・九	放電管 (紫外線ランプを除く。)	三・四% G / HS / 七

八五九・三	熱陰極蛍光放電管	四・八%	G/H S/セ
八五九・五元	その他のもの	四・八%	G/H S/セ
八五九・四	紫外線ランプ、赤外線ランプ及びアーク灯	四・八%	G/H S/セ
八五九・六	部分品 自動車用シールドビームランプのもの	四・八%	G/H S/セ
八四〇	その他のもの	三%	G/H S/セ
	熱電子管、冷陰極管及び光電管（例えば、真空式のもの、蒸気又はガスを封入したもの、水銀整流管、陰極線管及びテレビジョン用撮像管）	四・八%	G/H S/セ
八四〇・二	テレビジョン受像用陰極線管（ビデオモニター用陰極線管を含む。）	四・二%	G/H S/セ
八四〇・三	カラーのもの	四・二%	G/H S/セ
八四〇・三	白黒その他のモノクロームのもの	四・二%	G/H S/セ
八四〇・三	テレビジョン用撮像管、イメージ交換管、イメージ増倍管その他の光電管	四・二%	G/H S/セ
八四〇・三	テレビジョン用撮像管	無税	G/H S/セ
八四〇・三	その他のもの	四・三%	G/H S/セ
	その他の陰極線管	無税	G/H S/セ
八四〇・四	マイクロー波管（例えば、磁電管、クライストロン、進行波管及びカルシントロン。格子制御式のものを除く。）	無税	G/H S/セ
八四〇・四	磁電管	無税	G/H S/セ
八四〇・四	クライストロン	無税	G/H S/セ
八四〇・四元	その他のもの	無税	G/H S/セ
八四〇・六	その他の管	無税	G/H S/セ
八四〇・六元	受信管及び増幅管	無税	G/H S/セ
八四〇・六元	その他のもの	無税	G/H S/セ
八四〇・六元	部分品	無税	G/H S/セ
八四〇・六元	陰極線管のもの	無税	G/H S/セ
八四〇・六元	その他のもの	無税	G/H S/セ
八四〇・六元	ダイオード、トランジスターその他	無税	G/H S/セ

八四・二〇	これらに類する半導体デバイス、光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む）、発光ダイオード及び圧電結晶素子	四・二%	G/H S/セ
八四・二二	ダイオード（光電性ダイオード及び発光ダイオードを除く） トランジスター（光電性トランジスターを除く） 定格消費電力が一ワット未満のもの	四・二%	G/H S/セ
八四・二九	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八四・三三	サイリスタ、ゲイアック及びトライアック（光電性デバイスを除く）	四・二%	G/H S/セ
八四・四〇	光電性半導体デバイス（光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）を含む）及び発光ダイオード	六・五%	G/H S/セ
八四・四六	発光ダイオード	四・三%	G/H S/セ
八四・四八	光電池（モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。）	四・二%	G/H S/セ
八四・五〇	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八四・五二	その他の半導体デバイス	四・二%	G/H S/セ
八四・五六	圧電結晶素子	四・三%	G/H S/セ
八四・五八	部分品	無税	G/H S/セ
八四・六〇	集積回路及び超小形組立モノリシック集積回路	四・二%	G/H S/セ
八四・六二	デジタル式のもの	四・二%	G/H S/セ
八四・六四	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八四・六六	ハイブリッド集積回路	四・三%	G/H S/セ
八四・六八	その他のもの	四・三%	G/H S/セ
八四・七〇	部分品	四・三%	G/H S/セ
八四・七二	電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く）	四・三%	G/H S/セ

八四・二〇	粒子加速器	三・六%	G/H S/セ
八四・二〇	信号発生器	無税	G/H S/セ
八四・二〇	電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	無税	G/H S/セ
八四・二〇・八	その他の機器	無税	G/H S/セ
八四・二〇・八	部分品	無税	G/H S/セ
八四・二〇・八	電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	無税	G/H S/セ
八四・二〇・九	巻線	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・九	銅のもの	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・九	その他のもの	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	自動車のもの	無税	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	その他のもの	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルト以下のものに限る。）	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	接続子を取り付けてあるもの	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	その他の電気導体（使用電圧が八〇ボルトを超え一、〇〇〇ボルト以下のものに限る。）	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	接続子を取り付けてあるもの	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	その他のもの	七・二%	G/H S/セ
八四・二〇・二〇	その他の電気導体（使用電圧が	七・二%	G/H S/セ

八四四・七〇	自動車のもの （一、〇〇〇ボルトを超えるものに 限る。）	無税	G/H S/セ
八四四・七〇	その他のもの	七・二%	G/H S/セ
八四四・七〇	炭素電極、炭素ブラシ、ランプ用炭素 棒、電池用炭素棒その他の製品で黒 鉛その他の炭素のもの（電気的用途 に供する種類のものに限るものと し、金属を取り付けてあるかないか を問わない。）	三・九%	G/H S/セ
八四四・二	電極	四・九%	G/H S/セ
八四四・二	炉に使用する種類のもの	四・九%	G/H S/セ
八四四・二	その他のもの	四・九%	G/H S/セ
八四四・二	ブラシ	四・九%	G/H S/セ
八四四・二	その他のもの	四・九%	G/H S/セ
八四四・二	がい子（材料を問わない。）	四・九%	G/H S/セ
八四四・二	ガラス製のもの	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	陶磁製のもの	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	電気機器の電気絶縁用物品（成形中 に金属製のさ細な部分（例えばね じを切つたソケット）を専ら組立て のため組み込んだものを含む、絶縁 材料製のものに限るものとし、第八 五・四六項のがい子を除く。）並びに 電線用導管及びその継手（単金属製 のもので絶縁材料を内張りしたもの に限る。）	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	陶磁製の電気絶縁用物品	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	プラスチック製の電気絶縁用物品	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	その他のもの	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	機器の電気式部分品（この類の他の 項に該当するものを除く。）	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	鉄道用機関車（外部電源又は蓄電池 により走行するものに限る。）	四・二%	G/H S/セ
八四四・二	外部電源により走行するもの	四・九%	G/H S/セ